

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度案件組成事業）
採択審査基準

平成 27 年 5 月

1. はじめに

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度案件組成事業）公募要領」の「3. 補助金の交付方法等について」における採択審査基準の概要は以下のとおりとする。

2. 審査基準の概要

案件組成事業の補助金交付先の採択に際しては、提出された提案書の内容について基礎審査及び評価審査を行い、補助金の交付が適当と認められる案件組成事業について選定を行います。なお、提案者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施します。

A. 基礎審査

まず基礎審査として、以下の審査項目を満たしていることを確認します。そのうえで、すべての審査項目を満たしている提案については、B の評価審査に進みます。いずれかの審査項目を明らかに満たしていない提案は不採択となります。

(1) 基礎審査の審査項目

- ① 応募者が交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
- ② 提案内容が、交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
- ③ 二国間クレジット制度を通じて、確実なエネルギー起源二酸化炭素及び温室効果ガス(以下「GHG」という。)全体(エネルギー起源二酸化炭素を含む)の削減効果が期待できるか
- ④ プロジェクトで採用する予定の技術は実用化されているか
- ⑤ プロジェクトがホスト国の環境及び社会経済に悪影響を及ぼさないか、また環境改善に寄与するか

(2) 基礎審査の審査項目の確認方法

- ① 応募者が交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
 - ・ 応募者に関して、交付要綱第4条の2に示す「補助金の交付を申請できる者」及び実施要領2(2)補助事業者の要件に記載された要件を満たしているか

- ② 提案内容が、交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
 - ・ 提案内容が、交付要綱第4条第1項第3号の事業及び実施要領2(1)の事業の要件を満たしているか。

- ③ 二国間クレジット制度を通じて、確実なエネルギー起源二酸化炭素及び温室効果ガス(以下「GHG」という。)全体(エネルギー起源二酸化炭素を含む)の削減効果が期待できるか
 - ・ エネルギー起源二酸化炭素が削減される技術であるか(削減効果が定量化できるか、活動量の低減によるものでないか、他の削減要因と明確に区別できるか等を確認
 - ・ その他 GHG の削減に資する技術であるか

- ④ プロジェクトで採用する予定の技術は実用化されているか
 - ・ 商用運転等の実績があるか(商用運転実績の証憑や実証試験等の実績を確認)
 - ・ 又は機器が量産化されているか(カタログ、仕様書等が整備されていることを確認)

- ⑤ プロジェクトがホスト国の環境及び社会経済に悪影響を及ぼさないか、また環境改善に寄与するか
 - ・ 設備導入や運転について、ホスト国の環境法体系(大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理、騒音・振動、生態系等)を順守できるか、かつ環境保全に関する国際的な慣行・ガイドラインを参照しているか
 - ・ ホスト国の持続的成長に寄与するか

B. 評価審査

次に評価審査として、以下の各審査項目に関する評価を踏まえて採点を行います。

なお、日本との間で二国間クレジット制度(以下「JCM」という。)を開始した以下の国(2015年5月25日現在)及び開始することに関する決定が成された国を優先します。

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、タイ

(1) 評価審査の審査項目、配点及び評価方法

<プロジェクト遂行体制の確実性> (35点)

- (A) JCM プロジェクト資金支援への応募予定者の JCM、JCM プロジェクト資金支援、並びに代表・共同事業者の責務に対する理解及び応募者の経営健全性及び代表事業者としての事業遂行能力 (10点)
- (B) 事業計画 (事業スケジュール、導入サイトの決定、事業権及び許認可取得の確実性を含む)、資金調達 (資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められているか、資金の調達方法に確実性があるかを含む)、経済性・収支予測・投資回収年数などの事業性 (15点)
- (C) 国際コンソーシアム構成メンバーの明確な役割分担及び資金負担についての意思決定の状況 (10点)

<プロジェクトによる CO2 削減効果等> (15点)

(D) エネルギー起源二酸化炭素の排出削減見込量 (10点)

エネルギー起源二酸化炭素排出削減量の計算には、JCM において承認された方法論又は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックのハード対策事業計算ファイル等、合理的な計算方法を利用すること。

(E) 方法論の考え方と完成見込度 (5点)

- ・適格性要件、リファレンス排出量の設定、プロジェクト排出量の算定、モニタリング実施体制の明確さを評価する。

<案件組成事業の実施計画の妥当性> (50点)

(F) 実施方針 (20点)

- ・次年度の JCM プロジェクト資金支援の応募までに解決すべき課題が具体的に設定されており、その課題を解決するための実施方針が具体的に提案されているか。

(G) 実施体制 (10点)

- ・適切な役割分担等により実施体制が構築されているか。

(H) 工程計画 (10点)

- ・実施可能な工程計画が提案されているか。

(I) 経費内訳 (10点)

- ・効果的で効率性に優れた経費が計上されており、費用対効果が高い事業となっているか。

以上